

関係各位

ワシントン条約附属書Ⅲの追加掲載の撤回について

令和7年12月、「ワシントン条約附属書Ⅲの改正について」をお知らせしたところです。

しかしながら、ドミニカ共和国が、アメリカウナギ（学名：*Anguilla rostrata*）をワシントン条約附属書Ⅲに掲載する要請を撤回したことから、アメリカウナギはワシントン条約附属書Ⅲに掲載されないこととなりました。

そのため、アメリカウナギの輸入申告における取扱いは、従来どおりとなりますのでお知らせします。

なお、同日にお知らせしました「輸入申告におけるNACCS業務コードの新設について（ワシントン条約附属書Ⅲ関連）」は、予定どおり実施されますので、ワシントン条約附属書Ⅲに掲載された種に該当する貨物を輸入申告する際にはご留意願います。

【添付資料】

「ワシントン条約附属書Ⅲから *Anguilla rostrata*（アメリカウナギ）追加掲載が撤回されました」（2026年1月5日 経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室）

【経済産業省 問合せ先】

貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話：03-3501-1723

対応時間：平日（行政機関の休日を除く）の10時～17時（12時～13時を除く）

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第2部門

電話：03-3599-6338

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲから *Anguilla rostrata*(アメリカウナギ)追加掲載が撤回されました

2026年1月5日

経済産業省 貿易経済安全保障局
貿易管理部 野生動植物貿易審査室

2025年10月9日付け事務局通報 No.2025/117 において、ドミニカ共和国からワシントン条約附属書Ⅲに「ウナギ目ウナギ科」の「*Anguilla rostrata*」を掲載するとの要請があり、2026年1月7日付けで効力が発生するとの連絡があったとご案内しておりましたが、この度、2026年1月3日付け事務局通報 No.2026/001 にて、ドミニカ共和国が同要請を撤回し、事務局通報 No.2025/117 が無効となった旨の連絡がありました。これにより、*Anguilla rostrata*の附属書Ⅲへの追加は撤回されました。

◆2026年1月3日付けでワシントン条約附属書Ⅲへの追加掲載が撤回されたもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「ACTINOPTERI」	「条鰭綱」	
« ANGUILLIFORMES »	« ウナギ目 »	
< ANGUILLIDAE > <i>Anguilla rostrata</i>	< ウナギ科 > アメリカウナギ	ドミニカ共和国

上記の動物種を含む貨物を輸出入される場合には、ワシントン条約並びに同条約遵守のための外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等は引き続き不要となります。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報(以下の URL 参照)から引用・仮訳したものです。今後、最終的に文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます)

事務局通報「NO.2026/001」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2026-001.pdf>

御不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。【問合せ先】
経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723(直通)